**西予市消費生活センターからのお知らせ（令和2年10月）**

○「給与の債権を買い取ります」増加する給与ファクタリングに注意

　「給与の債権を売れば金銭を受け取れる」などと宣伝する「給与ファクタリング」に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。給与ファクタリングとは給与債権を買い取って金銭を交付する貸金のことで、借金になります。

【相談事例】

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減り、お金が必要に。過去の債務整理などで一般的な消費者金融を利用できない人でも金銭を借りられる「ブラックOK」や「借金ではない」などの広告を信じて給与ファクタリングを利用したら、高額な手数料を請求されたり、強引な取り立てにあったりした。

【トラブル防止のアドバイス】

給与ファクタリングを行う業者は「金利ではなく手数料だ」などと高額な手数料を請求してきます。貸金業法の登録を受けずに給与ファクタリングを行う事業者はヤミ金業者です。利用しないようにしましょう。

【お問合せ先】

西予市消費生活センター　℡0894-62-1285